柳之御所史跡公園松くい虫等被害木伐採処理等業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、柳之御所史跡公園松くい虫等被害木伐採処理等業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第１　乙は、本契約に定めるもののほか、柳之御所史跡公園松くい虫等被害木伐採処理等業務委託仕様書により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料＿＿＿＿＿＿円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額＿＿＿＿＿＿円）を支払う。

第２　委託期間は、令和８年　月　日から令和９年３月 31 日までとする。

第３　契約保証金は、＿＿＿＿＿＿円とする。

第４　甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第５　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第６　乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第７　甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

２　前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

３　甲は、第１項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲、乙協議して定める。

第８　乙は、天災等その責めに帰することができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して速やかに書面によりその理由を付して履行期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、甲、乙協議して定める。

第９　乙は、委託業務が完了した場合は、完了報告書（様式第１号）及び精算書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定により報告書等の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 10 日以内に審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第 10　甲は、第９第２項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
２　乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
３　第９第２項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第 11　乙は、第９第２項（第 10 第３項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、業務委託料請求書（様式第３号）を甲に提出するものとする。
２　甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

第 12　委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第 13　甲は、必要があると認める場合は、委託料の９割以内を前金払することがある。
２　乙は、前金払を請求しようとする場合は、業務委託料前金払請求書（様式第４号）及び執行計画書（様式第５号）を甲に提出するものとする。

第 14　甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第 15　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 16　甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
３　前２項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第 17　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（１）　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第４第１項若しくは第 10 第１項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
（２）　その他この契約に違反したとき。

第 18　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１） 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

（２） 次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第 19　第 17 又は第 18 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

２　前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 20　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第 21　乙は、第 17 又は第 18 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 22　乙は、第 21 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 23　乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 24　乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年３月 31 日まで保存するものとする。

第 25　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

甲　　岩　手　県
代表者　　岩手県知事　　達　増　拓　也

乙　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿